## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置の創設		
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 電話番号: 03-3506-6000(内線3558) e-mail: RIA@fsa.go.jp		
評価実施時期	平成21年10月29日		
規制の目的、内容及び必要性等	【目的・必要性】 昨年9月以降の世界的な経済・金融危機を受け、政府は、これまでも、累次の経済政策に取り組むとともに、中小企業金融の円滑化に向け、様々な対応を図ってきたところである。こうした取組みもあって、我が国経済については、景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。こうした中、今般の景気低迷により、一時的に業況が悪化している中小企業や、景気悪化に伴う家計の収入減で住宅ローンの支払いが困難になっている個人が存在しており、これを放置すれば、更なる金融・雇用環境の悪化につながるおそれもあると考えられる。こうした状況に鑑みれば、金融機関に、一時的に返済が困難となっている中小企業者等に対する貸付条件の変更等を慫慂することにより、中小企業者等の金融の円滑化を通じ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定を図ることが重要と考えられる。このため、新設する規制は、中小企業者等からの申込みに対して金融機関が自主的に貸付条件の変更等の措置をとることを定めた努力義務規定に関して、それらの措置が円滑かつ確実に実施されるために必要である。 【内容】 ① 金融機関は、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、当該中小企業者等の再生可能性等を考慮して、できる限り、貸付条件の変更等を行うよう努めることとする。 ② 貸付条件の変更等を行うよう努めることとする。 ② 貸付条件の変更等の措置が円滑かつ確実に実施されるよう、金融機関は、必要な方針策定や体制整備を行うとともに、貸付条件の変更等の実施状況及び整備した体制等を開示しなければならないこととする。 ③ 金融機関は、貸付条件の変更等の実施状況等を当局へ報告しなければならないこととする。 ※上記①~③の措置は、平成23年3月31日までの時限措置とする。		
	法令の名称・関連条項とその内容 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 努力義務、体制整備義務、開示義務及び報告義務に係る規定		
想定される代替案	① 金融機関に対して、中小企業者又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、一律に、強制的に貸付債権の元利返済を猶予することを義務付ける。 ② 金融機関は、返済猶予を原因として生じた損失の確定額等の計数を、当局へ報告しなければならないこととする。 ③ 返済猶予を原因として金融機関に生じた損失は、政府が補填することとする。 ※上記①の措置は、平成23年3月31日までの措置とする。		
規制の費用	費用の要素 代替案の場合		
(遵守費用)	金融機関において、貸付条件の変更等の措置を円滑に行うことが できるよう必要な方針策定や体制整備を行うための費用、貸付条件 の変更等の実施状況及び本法律に基づき整備した体制等を開示す るための費用、貸付条件の変更等の実施状況を当局に報告するた めの費用が発生する。		
(行政費用)	金融機関からの報告の受理に伴う費用や、金融機関が体制整備 返済猶予を原因として金融機関に生じた損失を補填するための費用等を適切に行っているかを検証するための検査・監督に伴う費用が や、金融機関からの報告の受理に伴う費用が発生する。 発生する。		

(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	金融機関は強制的に返済猶予に応じなければならないことから、金融機関の経営の自主性が奪われるとともに、我が国金融システムに対する国際的信用が失われることとなる。また、そもそも再生可能性等がない返済不可能な借り手だけでなく、手許資金に余裕があって返済可能な借り手からの申込みについても、一律に債務の返済が猶予されることから、借り手のモラルハザードが生じるという社会的費用が発生する。 一方、金融機関が返済猶予により失う利息収入等が政府により補填されるため、金融機関が借り手の再生可能性等を考慮せずに安易な貸付けを行うおそれがあり、金融機関の審査能力が低下するとともに、貸し手である金融機関のモラルハザードが生じるという社会的費用が発生する。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	金融機関が中小企業者の経営実態や住宅ローンの借り手の実態に応じたきめ細かな金融支援を行うことにより、貸付条件の変更等が行われた中小企業者の円滑な業務の遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅ローンの借り手の生活の安定が期待される。	中小企業者や住宅ローンの借り手の実態にかかわらず、借り手からの 申込みがあった場合に債務の返済を強制的に猶予する施策であり、一 時的な資金繰りの好転等にはつながることが期待される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	(1)費用と便益の関係の分析 本案においては、金融機関における体制整備等のための遵守費用や、検査・監督に伴う行政費用が発生する。 他方、金融機関による柔軟な条件変更等が行われることにより、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに 住宅ローンの借り手の生活の安定が期待される。また、条件変更等は、金融機関の顧客基盤の維持を通じて、金融機関の将来の収益獲得 に貢献することが期待される。 これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。	
	2)代替案との比較 代替案においては、遵守費用は本案を下回るものの、金融機関の損失補填のため、本案を大きく上回る行政費用が発生する。また、金融 機関の自主性が奪われるとともに、我が国金融システムに対する国際的信用が失われる。さらに、借り手及び貸し手の双方においてモラルハ デードが生じるなど、本案を大きく上回る社会的費用が発生するものと考えられる。 これらを総合的に勘案すると、本案が適当と考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	なし。	
レビューを行う時期又は条件	なし。	
備考	_	